



CONTENTS

所感	2	相続について	9
司法書士より	3	先代名義の不動産の相続	10
現物支給について	4	給与を支給するとき	11
定額減税～調整給付～	5	商品や製品の売上計上時期	12
社会保険労務士より	6	湯ったり！寄ったり！	
コラム	7	行ってんべ！！	13
貸倒損失	8	税務カレンダー	14



所 感

いよいよ本格的な夏の到来を感じるこの頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。酷暑に備え、体調に注意して過ごしましょう。

先日7月上旬に、新紙幣が発行されました。皆様はすでに新紙幣を手にとられたでしょうか。前回の紙幣刷新は2004年だったとのことで20年ぶりとなる刷新です。紙幣の金額が漢数字ではなく、算用数字になり見やすくなったように思います。これはユニバーサルデザインの観点からとのことで世界的にも金額の数字を大きく表示し、高齢者にも使いやすいお札にしているようです。



また肖像の選定にあたっては、偽造防止の観点で精巧な写真が入手できること、国民に広く知られ、業績が認められていることなどが考慮されたようです。なかなか渋い人選という印象を個人的には受けてしまったのですが、1万円札の渋沢栄一さんは日本資本主義の父、5,000円札の津田梅子さんは女性活躍の先駆者、1,000円札の北里柴三郎さんは日本細菌学の父といわれる人物で、今の時代に合致した印象というものを感ずることができます。

キャッシュレスが徐々に浸透してはいますが、偽造対策としてはこうして定期的に刷新することが必要のようです。タンスにある古い紙幣は大丈夫なのか？という不安を抱くかもしれませんが、旧紙幣は引き続き使えますし、不安であれば銀行で交換すればよいのでそれほど問題はないように思います。自分の手元にやってくるのはいつなのか、楽しみに待っていたと思います。

さて、税務では、定額減税が6月の給与・賞与から行われ、給与計算事務は大変だったと思います。引き続き2024年中は定額減税事務が続きますので、ご苦労されると思いますが、ご対応よろしくお願いいたします。



また、税務署から「納付書の送付」の対象が縮小されています。2024年5月から、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、納付書の事前送付が取りやめとなりました。送付されない場合は、税務署等で納付書入手する、キャッシュレス納付等、別の納付方法にて納める等の対応が必要となりますので、ご留意をお願いいたします。キャッシュレス納付について、ダイレクト納付・クレジットカード納付・インターネットバンキング納付など進めたい方は担当者に相談をお願いいたします。

労務では、2024年10月から厚生年金保険の被保険者数50人超規模の社会保険の適用事業所も、週の所定労働時間が20時間以上等の加入要件を満たしたパートタイマー等が社会保険に加入することになります(現在は100人超)。対応はできる限り早く行いましょう。

公認会計士・税理士 森 弘毅

遺言公正証書を作ったけれど

思いを込めてせっかく作成した遺言書がかえって紛争を招く、そんなことがまれにあります。遺言書の内容に不服な相続人が調停を申し立てるケースもありました。申し訳ないですが、こんなことになるなら遺言書はむしろない方が良かったのではとさえ思ってしまったこともあります。

紛争になってしまったいくつか事例を挙げてみます。

ひとつは、遺言書の内容が中途半端だったケース。全財産のうち大部分の財産を相続人ではない長男の妻に遺贈するというものでした。そのほかのさほど価値のなさそうな財産のことは書いてありませんでした。遺言者よりも長男が先に亡くなっていたので、代襲相続人として孫には相続権がありますが、長男の妻には相続権がありません。今の民法では療養看護などで尽力した親族は特別の寄与があったとして、相続人に対して金銭を請求できるようになりましたが、改正前の調停でしたし、請求する権利があるだけで遺産分割協議に加われるわけでもありません。遺言者としては、感謝の意味も含めて長男の妻に何らかの財産をあげたかったのだろうと第三者の私からは推察できます。しかし、その他の財産にも自分のことにも何も触れられていなかった相続人たちは面白くなかったのでしょう。



もうひとつは、信託銀行が関与して作成していた遺言書でした。これは妻に、これは長男にこれは長女に……と具体的に細かく書いてあるものでした。子供たちにはきょうだい仲良くお母さんを大事にするようにとの付言事項までありました。しかし、実はこの遺言者には先妻との間に子がいたのです。遺言執行者から遺言書の内容を知らされた先妻の子 A さんは遺留分があるとして遺留分減殺請求の申立てをしました。A さんは、「何の財産ももらえないことに納得がいかないのではない、そうではなくて、まるで私が父の子ではなかったことのようにになっているのが悲しい、だから遺留分の請求を申し立てるのです」とおっしゃっていたこ

とを今でも鮮明に覚えております。私も A さんが気の毒ではならなかったのですが、もう20年近くも前の事ですが、とても印象的な案件でした。

さて、前回予告した遺留分がここで出てまいりました。遺留分とは、一定の相続人が相続に際して法律上取得することが保証されている相続財産の一定の割合のことです。遺留分を有するのは相続人のうち、直系卑属と直系尊属と配偶者です。兄弟姉妹は含まれていません。

遺留分の割合は相続人ごとに民法で定められていますが、ここではそのような法律的なことはとりあえずわきに置いておいて、遺言書が紛争の火種になることなく、またどうしたら遺言者の思いが遂げられるかを考えていきたいと思います。

今回は、どんな内容にすれば紛争を招かない遺言になるのかについてお話していきます。

司法書士 米澤 智子

現物支給 ＜食事の支給について＞

現物支給とは通貨以外で与えられる給与のことです。その中でも食事の支給についてご紹介します。
会社の現物支給として、従業員や役員に支給する食事は下記となります。

- | | |
|--|---------------------|
| ①昼食などで支給する食事(②以外)
例:仕出し弁当、社員食堂、設置型社食 など | ⇒ 条件によっては給与として課税される |
| ②宿日直又は残業した場合に支給する食事 | ⇒ 給与として課税されない |
| ③乗船中の船員等に規定より支給する食事 | |

①の場合、従業員(役員含む)が対象の食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、会社の負担額が月額 3,500 円を超えると、会社の負担額の全額が給与として課税の対象となります。

具体的な価額としては、下記の表のようになります。

食事の価額 (月額)	従業員の負担 額	会社の負担額	課税・非課税 の判定	課税対象額	非課税扱いを受け るための食事代要 徴収額
5,000 円	2,000 円	3,000 円	課税	3,000 円	2,500 円以上
5,000 円	2,500 円	2,500 円	非課税	-	-
6,000 円	3,500 円	2,500 円	非課税	-	-
7,000 円	3,000 円	4,000 円	課税	4,000 円	4,500 円
7,000 円	3,500 円	3,500 円	非課税	-	-

(注)会社の負担金が 3,500 円を超えるかどうかは消費税及び地方消費税の額(10 円未満の端数切捨て)を除いた金額により判定します。

○弁当の提供(税率 8%(軽)): 3,780 円($3,780 \text{ 円} \times 100 / 108 = 3,500 \text{ 円}$ (10 円未満の端数切捨て))

○契約食堂等の食事提供(税率 10%): 3,850 円($3,850 \text{ 円} \times 100 / 110 = 3,500 \text{ 円}$ (10 円未満の端数切捨て))

次に、食事の支給が非課税扱いとされる具体的な方法について、いくつかご紹介します。

- ①その月中に支給した食事の価額を各人ごとに記録しておき、給料日などにその価額の合計額の 50% 以上の金額※を徴収する方法
 - ②100 円券、50 円券、10 円券のような金額表示のある食券をその券面額の 50%以上の価額※で販売する方法
- ※その合計額が 7,000 円を超える場合は、合計額から 3,500 円を控除した額



現物支給の中でも食事の支給は私たちにとってとても身近なものではないでしょうか。

ぜひ、ご活用ください。

瀬平 裕佳

定額減税における「調整給付」

定額減税の月次減税事務が始まり、皆様から様々な質問が寄せられています。その中から、興味深い質問がありましたので、共有させていただければと思います。

従業員 A は例年、年間所得税額が数千円程度で、定額減税（所得税 30,000 円）から引ききれません。この場合、引ききれなかった金額はどのような取扱いとなるのでしょうか？



定額減税より引ききれない金額は、個人住民税が課税される市町村より給付されます。この給付を「調整給付」と言います。
調整給付には、①当初給付、②不足額給付 があります。

① 当初給付

令和 6 年夏以降に、個人住民税が課税される市町村において、令和 5 年の課税情報より把握した令和 6 年分推計所得税額、個人住民税所得割額に基づき、定額減税で引ききれないであろう金額が支給されます。

② 不足額給付

個人住民税が課税される市町村において、令和 6 年分の所得税と定額減税が確定した後、①当初給付で不足する金額があった場合、追加で給付されます。

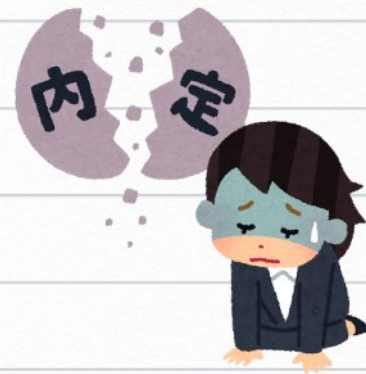
給付の手続きとして、個人住民税が課税される市町村から確認書が届き、必要事項を記入して返信することで給付金が振り込まれます。手続きは各市町村によって異なるので確認してください。

また、調整給付は、令和 6 年分の所得税か令和 6 年度の個人住民税所得割のどちらかが課税されている人が対象となります。住民税所得割が課されていない世帯には他のかたちで給付がされています。

中島 良典

内定取り消し

内定とは、始期付解約権留保付労働契約であり、企業と応募者の間で雇用が約束された状態のことです。そのため、内定の取り消しは、簡単にできるということではなく、従業員を解雇するのと同程度の理由がなければすることができません。よって内定の取り消しが、違法行為に当たり、無効となる場合があります。



始期付解約権留保付労働契約とは、労働契約の開始時期は決まっているが、それまでに内定を取消すべき事情が生じた場合は、会社は労働契約を解約する権利があるという労働契約をいいます。

個人の理由の内定取り消しの理由の判断ポイント

- ① 内定取り消しの理由が客観的に知ることができない事実または知ることすら期待できない事実なのか
- ② その事実を理由に内定を取り消すこと自体が客観的に相当か
- ③ 内定取り消しの方法や経緯が社会通念上相当か

次のような場合は内定取り消しの「正当な理由」として認められます。

- ・履歴書や誓約書などに重大な虚偽記載がある場合
- ・入社に必要な書類の提出を拒んだ場合
- ・就労までに必要とした免許・資格などが取得できなかった場合
- ・健康を著しく害し勤務に重大な支障がでる場合
- ・重大な違法行為があった場合

会社の状況変化等の内定取り消しの理由の判断ポイント

- ① 新入社員の人数を減らす必要があったのか
- ② 内定取り消しを回避するための努力をしたのか
- ③ 内定取り消しの対象者の選び方は合理的だったのか
- ④ 内定取り消しの手続きは妥当だったのか

ちなみに、内定の方法は書面だけでなく、電話での採用の連絡をしてその承諾があった場合など、口約束でも内定は成立しますし、メールでも応募者が承諾すれば「内定」は成立して、労働契約が合意に至ったということになります。

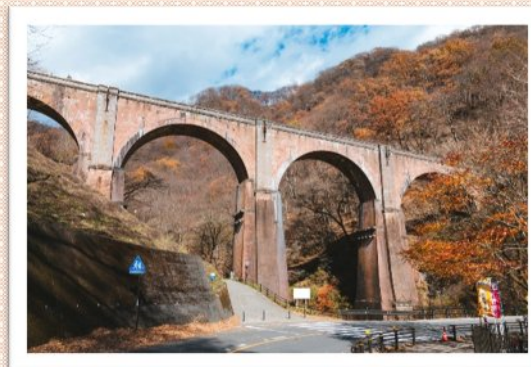
社会保険労務士 古川 弘樹

ぶらり散策 ～碓氷峠～

上毛かるたは群馬県民なら誰もが知っている馴染みのかかるたですが、その中に出てくる「碓氷峠の関所跡」を先日見てきました。この言葉だけは子供の頃から知っていましたが、実際に行って見たことはなかったので興味津々でした。江戸時代に「入鉄砲出女」を見張るために作られ、中山道に位置している碓氷峠は日本三大関所跡のひとつと言われ、重要な役割を担っていたようです。それほど広い場所ではありませんでしたが、当時の趣を感じることができました。

それから、碓氷峠を越えるために造られた「碓氷線」の廃線跡(アプトの道といわれている遊歩道)を横川駅の近くの峠の湯より歩き始め、立ち入り禁止となっている旧熊ノ平駅まで行って折り返してきました。片道約 1.2 km、歩いた時間約 60 分。この間、10 個のトンネルがありひんやりとした中を歩いていきました。又、途中にはドラマの撮影等に使われているめがね橋や碓氷湖があります。めがね橋には駐車スペースもあることから結構な人が出ていて、皆さん写真等を撮っていました。旧熊野平駅先の立ち入ることのできない廃線跡はイベントとして「配線ウォーク」という催しをやっているようですが、歩くことができるのは通常はここまでです。

めがね橋の上でボランティアガイドの方がいて、その方のお話を聞くことができました。この鉄道を作った目的は戦争に必要な物資を日本海側に運ぶ為だったという説明をお聞きし、そのことがとても強く心に残りました。戦争の与える影響がなんと多方面に及んでいることか・・・考えさせられる説明でした。



相澤 順子

おすすめの1冊

sales is 科学的に成果をコントロールする営業術



著者：今井 晶也
出版社：扶桑社

今までのいわゆる営業術について書かれた本は、基本的にその道で成功した人の成功体験から導かれた営業術に終始しているものが多かったと思います。

ですが、この本はそういった属人的な営業術ではなく、営業の成果を出すために営業の各場面でどのように考え、タスクをこなしていくかを7つプロセスにしてわかりやすく解説されています。

これから営業活動を積極的に行っていこうと考えている経営者の方や新しく事業を始める方におすすめの1冊です。

金子 貴一



貸倒損失とは、売掛金や貸付金などの「金銭債権の回収不能による損失」を指す言葉です。回収不能な金銭債権がある場合は、帳簿に貸倒損失の勘定科目として算入する必要があります。

しかし、全ての場合で貸倒損失を計上できるわけではありません。

貸倒損失を計上できる3つの要件

- ① 法律上の貸倒れ：金銭債権が切り捨てられた場合
- ② 事実上の貸倒れ：金銭債権の全額が回収不能となった場合
- ③ 形式上の貸倒れ：一定期間取引停止後弁済がない場合等



①の法律上の貸倒れとは、会社法や民事再生法などの適用によって、金銭債権が法的に無効になった場合のことです。その場合、金銭債権が切り捨てられた金額を貸倒損失として処理することができます。

②の事実上の貸倒れとは、取引先の債務超過などによって支払能力が低下し、金銭債権の全額が回収不能となった場合を指します。ただし、金銭債権の担保物が残っている場合は、担保物の処分をしなければ貸倒れとして計上できません。保証人を立てている場合も、まず保証人から債権回収を行う必要があります。

③の形式上の貸倒れとは、取引を停止した取引先から一定期間弁済がなく、金銭債権の回収が困難になった場合を指します。例えば、取引先が催促に応じないケースや、金銭債権の回収費用が元の金額を上回るケースが該当します。

貸倒れを回避する策を講じることも大切

貸倒損失を計上しなくてもすむように、あらかじめ貸倒れを回避する策を講じるのが大切です。主な対策として、以下の点が挙げられます。

- ・回収期日の管理を徹底する
- ・取引先の情報収集につとめる
- ・支払いが滞ったら早めに対応する
- ・ファクタリングで債権譲渡する

貸倒れが発生すれば、自社の資金繰りにまで影響を及ぼすでしょう。貸倒引当金の計上でリスクの軽減は図れますが、回収不能になった金額が戻るわけではありません。

いざという時のために、経営者としてリスク管理をし、自社の経営を守ることも重要になります。

藤生 将太郎

相続について ～相続放棄～

相続放棄とは相続人が相続そのものを拒否することをいいます。相続放棄により、その相続人は最初から相続人にならなかったものとみなされます。(民法 939 条)

相続放棄は、相続人が相続開始の原因たる事実(被相続人が亡くなったこと)及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから 3 か月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。この制度が選択される典型例は、被相続人の借金などの負債が資産よりも多い場合などです。

遺産分割協議における親族間のやりとりのなかで、ある相続人がほかの相続人に対して、遺産を相続しない旨の意思を伝えることは慣例的に「財産放棄」といい、相続放棄とは異なります。

依田 一恵

書いては行けない？

夜、赤く、ひかる、目のような…、何を連想しますか。



私は、道に迷ったようです。山は、直ぐに暗闇になりました。もう、右も左も同じ風景にしか見えません。

ここは、安中市(とてもちいさなまち from さだまさし)、松井田城跡。

夏の終わりの夕方、軽い気持ちで登り始めました。動かない方がいい、野性の勘が働きました。

少し開けた場所(どなたかの寝床?)で夜を明かすことにしました。

ヤマビルにどのくらい血を吸われたかは不明です。どこからともなく、獣のような臭いがしました。

私は、奇跡的にポケットに入っていた 3 連繋ぎの部屋の鍵を鳴らしました。

外堀を挟んで小高い丘の上から、赤く、ひかる、目のような…、何かが。

何かが、ずっと、こちらを見ていました。

山登り、ハイキングのシーズンが到来しています。

夏の山は、直ぐに暗闇になります。

山は、時々方向感覚を失わせます。ヤマビルと?に注意して山登り、ハイキングに出かけましょう。

因みに、私は、黄金崎不老ふ死温泉(青森県)、休暇村乳頭温泉郷(秋田県)、

立石寺(山形県)、恐山(多分行かない?)、等々を予定しております。

内田 康裕

先代名義の不動産の相続

「一年一年遠ざかる青春を思い出すとき、逆に一年一年近くなるのがふるさと」

私自身、ふるさとから離れて一家をかまえ、既に両親が亡くなっており、このフレーズには心に染みるものがあります。

若者の故郷離れ、また核家族化が一般化しており、ふるさとに亡くなった祖父母名義の不動産が相続の名義変更されないまま残っている不動産が相当数ある様です。相続登記がされないまま放置されていた原因は、これまで相続登記の申請が義務とされておらず、申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったためと考えられます。

さて、相続税についてですが、亡くなった先代名義のままで残っている不動産は相続税にどのように影響するでしょうか。

不動産の名義が先代名義のままであったということは、まだ相続財産が分割されていない状況と考えられます。すると未分割財産はその相続人が法定相続分だけの権利を持っているということになり、亡くなった方の財産にその法定相続分を加えた財産が相続税の対象財産となります。

仮に先代名義の不動産の価値が 3000 万円であった場合、その相続人の法定相続分が 2 分の 1 であれば、1500 万円が本来の相続財産に加算して相続税の計算をすることになります。今回亡くなった人の財産が 5000 万円で今回の相続人が子供 2 人だけで有るとすれば、基礎控除は $3000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 4200 \text{ 万円}$ となるため、相続税の計算では $5000 \text{ 万円} - 4200 \text{ 万円} = 800 \text{ 万円}$ となり、相続税は概算 80 万円となりますが、先代名義の不動産などの未分割財産の場合には、これに加算されて相続税の計算をすることになるため、課税財産は先の例では 1500 万円が加算され、 $5000 \text{ 万円} + 1500 \text{ 万円} = 6500 \text{ 万円}$ となり、基礎控除は変わらず 4200 万円ですから、2300 万円になります。すると相続税は 245 万円となります。1500 万円加算されて税金は 165 万円の増加になります。（相続税は累進税率となっているため、遺産額が増えると税率が増加します。）

先代名義の財産は代が下がるにつれて縁戚関係が薄くなってしまうため、名義変更も困難となってゆきます。ふるさとから遠く離れて暮らしていれば、先代名義の財産など気にせずに生活していることが普通でしょう。

しかし、法律的にも今年の 4 月から相続登記の義務化が施行され、これまで相続の名義変更がされないままであった不動産についても原則 3 年以内に相続登記が必要となりました。

自分の子供達のためにも先代名義の不動産がきちんと名義変更されているかどうか確認をしておくことと、もし相続登記がされていないようであれば縁戚関係が今よりも薄くならないうちに登記をすることをお勧めします。未登記かどうかは固定資産税の通知書をみれば判ることが多いので、実家に帰ったときに確認してみてもいいでしょうか。



給与を支給するとき ～アルバイト等編～

パートやアルバイトに対する雇用形態はいろいろなケースがありますが、給与を支払う際の所得税の源泉徴収については特別な取扱いはなく、一般の社員の方と同様に「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与の支給方法に応じ、「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」または「日額表」の「甲欄」または「乙欄」を使って求めます。

そのため「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無は、源泉徴収額が異なってくるため、とても重要になります。

〈月額表を適用する場合〉

- ・通常の月給
- ・日給月給
- ・半月ごとや10日ごとに支払う給与



〈日額表を適用する場合〉

- ・通常の日給
- ・週給
- ・2日ごとや5日ごとなどのように日割りで支払う給与
- ・中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与

給与等の額が日額により定められている場合でも、「月ごとにまとめて支払うこと」と定められている場合は、月額表を適用することになります。

また、2か月以内の短期間(有期雇用)で募集するパートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与については、「日額表」の「丙欄」を使うことになります。

しかし、最初の契約期間が2か月以内の場合でも、雇用契約の期間の延長や、再雇用のため2か月を超える場合の源泉徴収する税額については、契約期間が2か月を超えた日から、「日額表」の「丙欄」を使うことができないので注意が必要です。



このように、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無や、給与の支払形態によって、給与所得の源泉徴収税額表の適用部分がかわってくるため、源泉徴収するには注意が必要です。

渡邊 奈央美

商品や製品の売上計上時期

商品や製品の販売による売上はいつ計上するのでしょうか。

①棚卸資産(商品・製品等)の売上計上基準

商品や製品の販売による計上は「引渡し」があった日に計上しなければなりません。「引渡日」の判定基準として例えば、出荷した日を売上計上日とする“出荷基準”や得意先が検収した日を売上計上日とする“検収基準”などがあります。

(注)他に使用収益開始基準や検針日基準などがあり、一度採用した基準は原則、継続して適用する必要があります。

②特殊な販売形態による売上計上時期

委託販売や試用販売、技術役務の提供に係る報酬といった特殊な販売形態に関する売上は、それぞれの内容に応じた売上の計上方法が認められています。

③売上の見積計上

引渡しは済んでいるのに販売価格が確定していないときには、その時点の現状で売上金額を合理的に見積もり、売上計上します。後日、確定した販売価格が見積額と異なれば、差額を確定した日の事業年度の損益に計上します。

④商品等について返品があったとき

品質不良等の理由により返品があった場合、返品のお知らせを相手から受けた日や返品を受け入れた日の事業年度に売上高等から控除します。

販売した事業年度を遡って修正することや返品の可能性に基づき見積計上することは認められません。



⑤売上値引き・割戻しの計上時期

売上値引き・割戻しをした場合の計上時期は、“引渡し等を行った事業年度”と“通知日又は支払日の属する事業年度”があります。

⑥仕入値引き・割戻しの計上時期

仕入値引きの計上時期は、その値引きを受けた日の属する事業年度となり、仕入割戻しの計上時期は“商品等を計上した日”と“仕入割戻しの金額の通知を受けた日”があります。

砂場 潤子

湯ったり！寄ったり！行っぺんべ！！

深谷花園温泉

「花湯の森」

関越自動車道「花園 I.C」から約 10 分、深谷市内からも約 10 分の場所にあります。「花湯の森」は静かに広がる田園風景、深々とした木々に囲まれた、純和風の家屋の造りとなっています。

四季折々の彩りが楽しめる広大な庭園は、桜を始めとして、もみじ、かえでの大木が紅葉した秋は更に楽しみがあります。

また、あじさい、ゆり等花の種類も多く、池の周囲もその眺めは格別です。

地下 2,000m より湧き出す源泉「薬師の湯」は少しぬるめとなっていますので、ゆっくり時間をかけて入浴されるといいと思います。露天風呂は三波石に囲まれた岩風呂となっており、景色を見ながら、小鳥のさえずりも聞こえる自然そのものの感に浸ることができます。



大浴場は広く、開放感があり、窓ガラスも大きくゆったりとして過ごすことができます。その他、檜風呂、壺湯、寝ころびの湯があり、楽しみ方それぞれだと思います。設備は年数が経っておりますが、かえって風情としては趣があります。

その他、休憩場も広く、食事処もあり、少し長い時間の利用もおすすめです。

森 富夫

住 所：埼玉県深谷市人見薬師堂 888
T E L：048-551-1126
時 間：10：00～22：00
駐 車 場：十分な広さです
料 金：平日 1,150 円 休日他 1,230 円
定 休 日：年中無休（12/31、1/1 除く）



泉質別適応症

神経痛、筋肉痛、五十肩、うちみ、慢性消化器病、冷え性
効能

きりきず、やけど、慢性皮膚病

源泉温度

不明

税務・労務カレンダー

	税務	労務
8月	☐ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………8月13日(火)まで ☐ 6月決算法人の確定申告と納税……………9月2日(月)まで ☐ 12月決算法人の中間(予定)申告……………9月2日(月)まで	☐ 7月分の社会保険料の口座振替日……………9月2日(月) 

- ・災害シーズンに備えて、緊急時の行動基準を周知・徹底するとともに、非常用薬品の常備、重要持出し書類の表示・区分保管、緊急連絡体制の整備など、防犯対策の見直しを行いましょう。
- ・暑さによる疲労がたまりがちなので、従業員の健康管理に注意を払いましょう。

9月	☐ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………9月10日(火)まで ☐ 7月決算法人の確定申告と納税……………9月30日(月)まで ☐ 1月決算法人の中間(予定)申告……………9月30日(月)まで	☐ 労働保険料の口座振替日(全期・第1期)……………9月6日(金) ☐ 8月分の社会保険料の口座振替日……………9月30日(月) ☐ 7月に提出した標準報酬月額算定基礎届に基づいて決定された新しい標準報酬による保険料の適用
----	---	--

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄の年金事務所(又は健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、10月支給の給料からの徴収に備え、賃金台帳等に移記しておきましょう。
- ・秋の交通安全運動に伴い、改めて安全運転を呼びかけましょう。

10月	☐ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………10月10日(木)まで ☐ 8月決算法人の確定申告……………10月31日(木)まで ☐ 2月決算法人の中間(予定)申告……………10月31日(木)まで	☐ 9月分の社会保険料の口座振替日……………10月31日(木) ☐ 労働保険料の分割納付期限(第2期)……………10月31日(木) ☐ 労働者死傷病(軽度)報告(7月～9月分)の提出期限……………10月31日(木)
-----	---	--

- ・全国労働衛生週間に伴い、労働衛生に対する意識を高め、労働衛生管理活動を展開しましょう。
- ・健康診断を実施する場合は、受診予定者を最終確認するとともに、受診の周知徹底を図りましょう。
- ・税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。

森・米澤・古川
合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
米澤 智子 司法書士事務所
古川 社会保険労務士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011
FAX 0276-63-6056
URL <http://www.morikaikei.jp/>

